

新型コロナウイルスワクチン接種についてお知らせします

(令和5年3月9日現在)

健康課(保健センター内 ☎ 37-3511)、岩倉市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター(☎ 0120-056-712)

ご案内している情報は、今後変更される可能性があります。
 ほっと情報メール、LINE で最新の情報を配信しています。
 ぜひご登録ください。市ホームページには詳細を掲載しています。
 なお、ワクチン接種は強制ではありません。本人または保
 護者の同意がある場合に接種が行われます。



ほっと情報
メール



岩倉市公式
LINE

※特例臨時接種期間は、令和6年3月31日まで延長されました。
 接種費用は無料です

5月7日までのワクチン接種について

5月7日までは引き続き次のとおりワクチン接種を行っています。ワクチン接種を希望する人(接種券が届いた人)は、接種・予約をしてください。

対象者	接種回数・使用するワクチン等
① 12歳以上	・初回接種(1・2回目):従来株ワクチン ・追加接種:オミクロン株対応2価ワクチン ※オミクロン株対応2価ワクチン等(令和4年秋開始接種)を1回も受けていない人で初回接種(1、2回目※従来株ワクチン)を完了した人が対象です。 ※これまでの接種状況によって、3回目、4回目、5回目の接種になります。 ※令和4年秋開始接種は令和5年5月7日で終了しますので、 <u>令和5年春開始接種(5～8月)の対象でない人(健常な12歳以上65歳未満の人)で接種を希望する場合には、令和5年5月7日までに接種をしてください。</u>
②小児(5～11歳)	・初回接種(1・2回目):小児用従来株ワクチン ・追加接種:小児用オミクロン株対応2価ワクチン ※これまでの接種状況によって、3回目、4回目の接種になります。 ※令和5年3月下旬から追加接種は小児用オミクロン株対応ワクチンになります。
③乳幼児(生後6か月～4歳)	・初回接種(1・2・3回目):乳幼児用従来株ワクチン

5月8日以降のワクチン接種について

国の方針に基づき、次のとおり追加接種を進めていく予定です。詳細は決まり次第、市ホームページ、ほっと情報メール、LINE等でご案内します。なお、接種は義務ではなく個人の判断によるものです。

接種時期(追加接種)	対象者(初回接種(1・2回目)完了者)	使用するワクチン
①令和5年春開始接種(5～8月)	高齢者(65歳以上)	12歳以上:オミクロン株対応2価ワクチン等
	基礎疾患を有する人(5～64歳)	
	医療従事者・介護従事者等(64歳以下)	5～11歳:小児用オミクロン株対応2価ワクチン
②令和5年秋開始接種(9～12月)	全ての人(5歳以上)	国が引き続き検討

※初回接種は、生後6か月以上の全ての未接種者を対象に引き続き実施します。

※小児(5～11歳)の追加接種(小児用オミクロン株対応ワクチン)は、接種開始からの期間が短いため、初回接種(1・2回目)を完了した全ての小児(小児用オミクロン株対応ワクチンを接種していない人)を対象に8月末まで接種期間を延長して実施します。基礎疾患を有する小児は令和5年春開始接種(5～8月)でさらに1回の接種ができます。



ゼロカーボンシティの実現に向けた、 各種補助制度を紹介します

問合せ 環境保全課環境グループ (☎ 38-5808)

市では令和5年2月にゼロカーボンシティの表明をしています。カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現を目指すため、各種補助制度を紹介します。これらの制度を活用し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減にご協力ください。

※申請書は環境保全課窓口でお渡しするほか、市ホームページからダウンロードできます。



「岩倉市省エネ家電製品購入促進補助金」

- 対象者 市内に住所を有し、購入した補助対象家電を自らが住所を有する居宅に設置した人
- 補助対象家電 省エネ基準達成率が100%以上の家庭用のエアコン、テレビ、冷蔵庫、LED照明器具（球替えのみは対象外）であって、令和4年12月2日(金)～令和6年3月29日(金)に購入および設置が完了したもの（令和4年度中に申請し、補助金の交付がされなかったものも対象になります）。

エアコン	テレビ	冷蔵庫	LED照明器具
対象目標年度 2027年度/2010年度 どちらか	対象目標年度 2026年度/2012年度 どちらか	対象目標年度 2021年度	対象目標年度 2010年度

- 補助金額 省エネ家電の導入にかかる費用（税抜き）※の10分の1以内、上限1万円（※千円未満切り捨て）
- 申請期間 4月3日(月)～令和6年3月29日(金)
※4月3日(月)から10日(月)までは全ての申請を受け付けます。予算に限りがありますので、この期間内に予算額に達した場合は抽選となり、受付を終了します。
予算額に達しなかった場合は、引き続き受付を行いますが、4月11日(火)以降は予算の範囲内で先着順となりますのでご注意ください。
- ※郵送可。ただし消印日ではなく、到達日で受付しますので、ご注意ください。

省エネ基準達成率とは・・・

経済産業省が定める日本産業規格に基づく基準のことです。
家電量販店などで家電それぞれに貼られている「統一省エネラベル」で確認することができます。



ここが100%以上の
製品が対象です！！



「岩倉市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金」

●対象者 次のいずれかに該当する人

ア 市内に住所を有し、補助対象設備を自らが住所を有する居宅に設置しようとする人

イ 市内において自らが居住する新築住宅に対象設備を設置しようとする人

ウ 市内において自らが居住する（対象設備が設置された）建売住宅・分譲住宅を購入しようとする人

※ア、イは工事の着工前の、ウは住宅の購入前の申請が必要です。

●補助対象設備 いずれも未使用のものへの設置に限る。

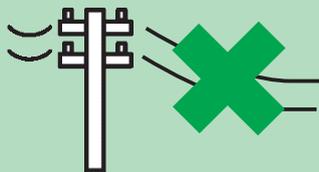
区分	補助対象	補助率	上限
単体導入	家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	設置費の4分の1	1万円
	定置用リチウムイオン蓄電システム (蓄電池)		10万円
	家庭用燃料電池システム (エネファーム)		10万円
	電気自動車等充給電設備 (V2H) NEW!		5万円
一体的導入	太陽光発電システム + HEMS + 蓄電池	設置費の4分の1	17万円
	太陽光発電システム + HEMS + V2H NEW!		12万円
一体的導入 ネットゼロエネルギーハウス (ZEH)	太陽光発電システム + HEMS + 高性能外皮等		17万円

V2Hは「Vehicle to Home」の略称で、電気自動車 (EV) 等に蓄えた電力を家庭に供給できる機能のことをいいます。

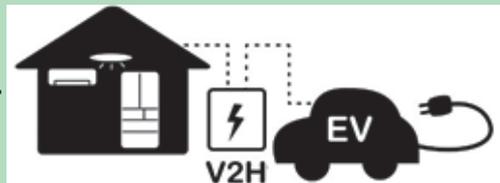
停電や震災等で電力供給が寸断されてしまった場合でも、自動車が蓄電池としての役割を持ち、自動車のバッテリーから電力を取り出して住宅内の電力に使うことができます。



①停電の時でも



②自動車から家庭に給電



「岩倉市次世代自動車購入促進補助金 (個人用・事業用)」

●対象者 【個人用の場合】市内に住所を有し、非営利かつ自ら使用する目的で補助対象自動車を購入した人。
【事業用の場合】市内に本社、支社、営業所等を置き、使用の本拠を市内として補助対象自動車を購入した事業者。

●補助対象自動車

補助対象	補助金額
電気自動車 (EV)	5万円
プラグインハイブリッド自動車 (PHV)	5万円
燃料電池自動車 (FCV)	10万円
(事業用のみ) V2Hの同時購入*	EV、PHV および FCV の補助金額に + 2万円上乗せ加算

※個人用のV2Hの購入については、岩倉市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金の補助対象です。

各種補助制度の詳細については市ホームページをご覧ください▶





妊娠前から子育て期までサポートします！（赤ちゃん編）

●問合先 健康課健康支援グループ（保健センター内☎ 37-3511）

子育ては、生まれる前から始まっています。妊娠期から子育て期の全ての親子を対象とし、地域で安心して出産・育児ができるように保健師と助産師等がサポートします。



令和5年度保健事業日程



妊娠がわかったら ～保健センターに出かけよう！～

●母子健康手帳を交付します

妊娠届出書の受け付け時に、保健師や助産師が面談を行い、妊娠・出産の不安や悩み等の相談支援を行います。

●出産応援金（5万円）を支給します

妊娠届出（母子健康手帳の交付）時の面談を終えたら申請しましょう。

●妊婦（14回分*）・産後（2回分）・乳児（2回分）健康診査、新生児聴覚検査、妊産婦歯科健康診査を公費負担します

健診費用が助成されるので、安心して健康診査が受けられます。（※多胎妊婦は加えて5回分）

●教室に参加してみよう！

「パパママセミナー」：妊娠6か月以降の初めて出産を迎えるご夫婦を対象とした教室

「プレママと産後ママの交流会」：妊婦さんと赤ちゃん（0～3か月）のお母さんの教室

「ツインズ交流会」：双胎等の妊婦さんや双児等を持つ親の交流会

●妊娠後期（8～9か月頃）にはマタニティコール（妊娠中の電話相談）で支援をします

全ての妊婦さんに保健師や助産師がお電話し、体調管理や出産の準備、産後の過ごし方について一緒に考えます。

●困ったときにはいつでも相談を

保健師や助産師が電話や面談、メールでご相談をお受けしています。お気軽にご利用ください。

「保健センターの電話相談」（☎ 66-7300） 時間：午前9時～正午、午後1時～4時（土・日曜日、祝日を除く）

「マタニティほっとライン」 Eメールアドレス：ninpusoudan@city.iwakura.lg.jp

緊急を要する場合や命に関わる相談は直接医療機関にご相談ください。

一般不妊治療費助成の治療対象を拡大します

不妊症と診断され一般不妊治療を受けられたご夫婦に、保険適用の有無にかかわらず負担した費用の一部を助成します。

【対象】 一般不妊治療を受けた夫婦（年齢制限、所得制限はありません）

【助成額】 自己負担額の2分の1で1年度あたり上限45,000円

【助成期間】 連続する2年間

【治療内容】 ホルモン療法、人工授精等の一般不妊治療および検査

詳しくは保健センターまでお問い合わせください。





子どもが生まれたら ～何でも気軽に相談しよう！～

●おめでとうコール（出産後の電話相談）で支援をします

出産後の体調や授乳などの子育てに関する不安や悩み等の相談支援を行います。

●産婦・乳児訪問または保健センターでの面談を受けよう

出産後、助産師や保健師がご家庭を訪問または保健センターでの面談で健康や育児についてのご相談をお受けします。

里帰り先での訪問にも対応しています。

●子育て応援金（5万円）を支給します

出産後の面談を終えたら申請をしましょう。

●相談や教室を利用してみよう！

助産師による「母乳相談」、保健師や管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士による「乳幼児健康相談」、「離乳食教室」や「1歳おめでとう教室」等があります。



NEW

産後ケア事業（宿泊型・訪問型）を利用してみませんか？

出産後に手伝ってくれる人がいない、授乳や赤ちゃんのお世話ができるか心配など、不安や困りごとはありませんか。

育児などに不安があり、サポートが必要な産後4か月未満のママとその赤ちゃんを対象に助産師による心身のケアや育児指導を行っています。令和5年度から実施する自宅に助産師が訪問する「訪問型」と、医療機関に宿泊する「宿泊型」があります。

令和5年4月から利用料の減免（5日間）も始まり、利用しやすくなりました。

【宿泊型で利用できる医療機関】8カ所に拡充されました

施設名（宿泊型）	所在地
大野レディースクリニック	岩倉市
江南厚生病院	江南市
やまだ産婦人科	江南市
ミナミクリニック	小牧市
エンゼルレディースクリニック	小牧市
つかはらレディースクリニック	一宮市
マザークリニックハピネス	犬山市
すこやか助産院	北名古屋市

※利用の場合は保健センターへ事前申込が必要です。

2回利用させて頂きました。夜に安心して預けられることで、ぐっすり眠れたのが良かったです。

【利用者の声】



詳しくはこちら▶





出合い・ふれあい・語り合い～みらいよりあい

未来寄合 in 岩倉北小学校区

を開催しました！！

未来寄合とは、地域課題（担い手不足、一人暮らし高齢世帯の増加など）を解決し、ずっと暮らし続けられる持続性の高い地域とするために、世代を超えて小学校区毎に開催される「自由に語り合う場」です。



当日の様子はこちらから

協働安全課市民協働グループ (☎ 38-5803、✉: kyoudou@city.iwakura.lg.jp)

DAY 1

【1月14日(土)】

「うちの学区ってどんなところ？～地域の強み&弱み」

地域カルテで地域の現状を共有したのち、校区の良いところや課題に感じるところをアイデア出ししていきました。

岩倉街道を中心に発展した伝統文化や桜並木が身近にあるとともに、岩倉駅に近い便利な立地もあり新しく住民になられた人も多い北小校区。昔ながらの街並みには狭い路地も多いけれど、袖が触れ合う縁にもまちづくりのヒントがあるかも！などの声もありました。

【岩倉北小学校区ってこんなところ】

ここいいね！（強み）

- 1 五条川の桜
- 2 交通の便がいい
- 3 山車（伝統・文化）がある



ここはどうか？（弱み）

- 1 道が狭いわりに交通量が多い
 - ・一方通行が多い
- 2 一人暮らし・少子高齢化
- 3 つながりが希薄になった

DAY 2

【1月28日(土)】

「地域づくり～私たちにできることって？」

DAY 1 で出た岩倉北小学校区の特徴の中から9つのテーマを選出しました。参加者は興味あるテーマに分かれ、「どうする？自助・互助・公助」の視点からワールドカフェの手法により話し合いを行いました。話し合った意見は、「持続性の高い魅力ある地域づくり」に繋がる取組につなげるよう検討していきます。

話し合った地域課題（テーマ）と「いいね！」が多かった意見

A まちづくり ～路地の良さを活かすには？～

アート展示など、たくさんある空き家の有効活用ができるといいな。路地の案内板をつくって散策を楽しめるようにできたら！

B 文化継承 ～古きいわくらを未来へ～

まずは自分たちが地域の歴史を学び、それを周りに話す！仲間で進めていくにも、まずは近い所から動きやすい形で進めていけるとよいのでは！

C プロモーション ～地域の魅力再発見～

みんなでまちを歩いたり、地域のイベントに参加して校区の魅力を発見し、SNS で発信。高校生や小中学生とコラボしてもいいね！

D 交通安全 ～車多く、道狭し。危機回避～

交通量が多く道が狭いので、車になるべく乗らないことも大事！見守り活動や交通事故マップの共有は意識付けにもなるね。

E 持続可能性 ～どうする？役員のなり手不足～

人脈を作ることや若い人とコミュニケーションをとることが大事。役員を楽しんでやっていくことも大事！

F 学校 / 子ども ～子ども達をもっと笑顔に～

通学路の見守りをしたり、昔の駄菓子屋的なコミュニティができるイベントを子ども会や老人会を巻き込んでできたらいいね！

G 地域福祉 ～歳を取っても暮らしやすく～

草刈り、ゴミ拾いなどの自助。地域でのサロン、パトロールなどの互助。会議に参加して意見を積極的に発言する公助などをしていけるといいな！

H 地域内連携 ～チーム北小校区でつながる！～

子ども、教育、防災、福祉などを皮切りにつながっていけるといいね！空き家や北小を活用して交流の場づくりもできるといいね！

I 町区 ～新旧の壁！？ご近所の底力↑～

まずはあいさつが大事！でもコロナで外に出る機会も減ってあいさつの機会も…

散歩をするとポイントが溜まるアプリの活用を市と一緒に PR していけるといいね！

「未来寄合」 令和5年度の予定

申し込みは改めてご案内します！

- 岩倉東小学校区：7月15日(土)、7月29日(土)午後1時30分～4時
(ところ：岩倉東小学校2階 図書室)
 - 曾野小学校区：10月7日(土)、10月21日(土)午後1時30分～4時
(ところ：曾野小学校2階 ふれあいルーム)
 - 全体フォーラム：令和6年1月20日(土)
(ところ：総合体育文化センター 多目的ホール)
- ※令和4年度に実施した校区のフォローアップも予定しています。



带状疱疹ワクチンの接種費用を一部助成します

●問合せ 健康課保健予防グループ (保健センター内 ☎ 37-3511)

带状疱疹は50歳から発症しやすく、80歳までに3人に1人が発症し、皮膚症状が治った後も50歳以上の約2割の人が後遺症に悩まされると言われています。このため、带状疱疹の発症および重症化を予防するとともに費用の負担を軽減するため、带状疱疹ワクチンの予防接種に係る費用の一部を助成します。

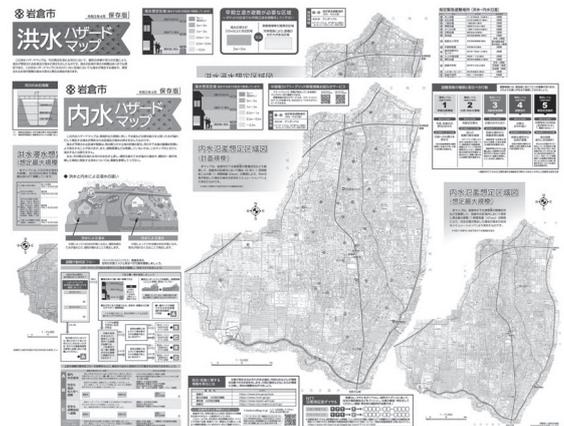
- 対象者 ①令和5年4月1日以降に接種をした人
②接種日および申請日において、市内に住所登録のある満50歳以上の人
 - 助成金額 5,000円(上限) ※生涯1回
 - 申請場所 保健センター
- ※詳しくは保健センターにお問い合わせいただくか、4月1日以降に市ホームページをご覧ください。

内水・洪水ハザードマップを作成しました

上下水道課下水道グループ (☎ 38-5815)、協働安全課防災安全グループ (☎ 38-5831)

計画規模降雨および想定最大規模降雨のハザードマップを作成しました。同時配布しているハザードマップをご確認ください。

近年、日本各地で大規模な水害が発生しています。浸水被害など自然災害に対しては、日ごろからの備えがとても重要です。ハザードマップに記載の『避難行動判定フロー』をご活用いただき、いざという時のために自宅周辺の浸水情報を確認し、避難時の行動を話し合っておくなど、各家庭の実情に合わせた備えをしておきましょう。





わたしにも あなたにもできる この1票 岩倉市議会議員一般選挙

投票日：令和5年4月23日(日) 投票時間：午前7時～午後8時

任期満了に伴う岩倉市議会議員一般選挙が、告示日4月16日(日)、投票日4月23日(日)の日程で行われます。
この選挙は、私たち市民の代表を選ぶ大切な選挙です。棄権することなく、私たち一人ひとりの『大切な一票』を私たちの代表者に投じましょう。

投票できる人

- 年齢 平成17年4月24日以前に生まれた人
- 対象 令和5年1月15日以前に岩倉市の住民票が作成され（転入届を出し）、引き続き令和5年4月15日まで岩倉市の住民基本台帳に記録されている人で、投票するときまで岩倉市の住民である人
※令和5年1月16日以降に転入届を出された人は、岩倉市の選挙人名簿に登録されませんので、投票することができません。

期日前投票

投票日に仕事や旅行などやむを得ない理由で投票所に行けない人は、投票日の前日まで期日前投票ができます。（感染症対策として、当日投票所の混雑を避けるために期日前投票をすることもできます。）

- ◆とき 4月17日(月)～22日(土)午前8時30分～午後8時
 - ◆ところ 市役所2階 会議室1
- ※期日前投票には、入場券をお持ちください。（未着の場合は不要です。）
※あらかじめ宣誓書に必要事項を記入してお持ちいただくと、手続きが早く済みます。

大事な投票、忘れずに!



投票所の コロナ対策

- ・各投票所および期日前投票所の入り口にアルコール消毒液を設置します。
- ・受付係、投票用紙交付係等の前に、飛沫防止フィルムを設置します。
- ・記載台や鉛筆は、定期的に消毒します。また、使い捨て鉛筆も用意しています。
- ・投票所内では、定期的に換気を行います。
- ・筆記用具は投票所に準備しますが、持参した鉛筆、シャープペンシルを使用することもできます。（ただし、水性ペンなどインクがにじむ可能性のあるものは使用できません）
- ・投票にお越しの際には、咳エチケット、来場前後の手洗い等の予防策にご協力ください。

候補者等を知るには

告示日（4月16日(日)）の立候補受付終了後、市ホームページに候補者情報を掲載します。
また、立候補者の氏名・経歴・政見・写真等を載せた選挙公報を、4月17日(月)ごろから戸別にお届けします（市ホームページにも掲載します。）
選挙公報は配達員が順次お届けしますが、お手元に届かない場合は、岩倉市選挙管理委員会までご連絡ください。

岩倉市議会議員一般選挙についてもっと知りたい人は
こちら→
投票所の混雑状況も掲載しています。



お知らせ

岩倉市議会議員一般選挙の啓発標語を募集した結果、38点の応募があり、最優秀作品として、磯田信夫さん（西市町）の「わたしにも あなたにもできる この1票」が選ばれました。

不在者投票

●滞在地での不在者投票

出張や里帰りなどで、期日前投票期間および投票日とも不在の人は、滞在先の市町村選挙管理委員会において不在者投票ができます。なお、事前に手続きが必要ですので、岩倉市選挙管理委員会にお尋ねください。また、郵送までに日数がかかるので、早めに手続きをしてください。

●郵便による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている選挙人で、障害の程度がそれぞれ右表に該当する人、介護保険法上の要介護者で介護保険証に要介護5の記載がされている人は、郵便による不在者投票ができます。

郵便で不在者投票するためには、事前に郵便等投票証明書が必要となりますので、岩倉市選挙管理委員会へ詳細をお尋ねください。

●病院などに入院している人

病気、ケガなどで入院されている人で、投票当日、投票所へ行けない場合は、指定の病院・施設であれば、そこで不在者投票をすることができますので、病院長または施設長に申し出てください。

障害の種類	交付手帳名 身体障害者手帳	戦傷病者手帳
両下肢・体幹	1級・2級	特別項症～第2項症
移動機能		—
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級	特別項症～第3項症
免疫	1級～3級	—
肝臓	1級～3級	特別項症～第3項症

新型コロナウイルスで療養中の人

新型コロナウイルス感染症により療養されている人等で、一定の要件を満たす人は、自宅や宿泊先において、特例郵便等投票制度を利用して郵便等により投票できます。詳しくは、市ホームページをご確認いただくか、岩倉市選挙管理委員会へ詳細をお尋ねください。



特例郵便等投票制度についての詳細はこちら⇒

当日の投票所

投票所の区域は、主な行政区または町名で記載してあります。

※投票日当日は、ご案内した指定の投票所以外での投票はできません。投票所の場所は、お手元の投票所入場券でご確認ください。

代理投票等

心身の故障その他の事由により自ら候補者の氏名等を記載することができない人は、厳正な立ち会いのもとに係員があなたの投票したい候補者の名前を代筆します。また、点字のできる人は、点字投票もできます。

上投票所の場所が、大上市場会館から岩倉北小学校屋内運動場等複合施設（多目的スペース）に変わっていますので、ご注意ください。

投票所	投票区の区域
北第一（八剣会館）	八剣町、井上町
北第二（石仏会館）	石仏町、神野町
上（岩倉北小学校屋内運動場等複合施設（多目的スペース））	東町、中野町、本町（北口）、本町（門前）
天神（第二児童館）	西市町、鈴井町、泉町、宮前町
中第一（くすのきの家）	中本町、本町（上市場）、下本町
中第二（第三児童館）	大市場町、下本町、昭和町一丁目・二丁目
中央（市役所）	栄町、中央町、旭町、新柳町
南第一（岩倉南小学校）	大地町、大地新町、川井町、南新町
南第二（第七児童館）	稻荷町、曾野町、昭和町三丁目
西（北島町公会堂）	北島町、野寄町
下（防災コミュニティセンター）	大山寺町、大山寺元町、大山寺本町、五条町
東（岩倉団地集会所）	東新町

投票所入場券

投票所入場券は、4月12日(水)頃から順次発送します。（世帯ごとに郵送します。）

入場券は、棄権防止、投票所内での整理などの方法の一つとして発行していますので、入場券がなくても選挙人名簿に登録され、選挙権があれば投票できます。

入場券が届かないとき、または、紛失されたときは、投票当日、直接、投票所の受付係に申し出てください。

開票

選挙人は、開票を参観することができます。会場では、係員の指示に従い、静粛にしてください。

- とき 4月23日(日)午後9時～
- ところ 総合体育文化センター（アリーナ）

◆問合先 岩倉市選挙管理委員会（行政課内 ☎ 38-5804）



寄附禁止のルールを守りましょう

問合せ 岩倉市選挙管理委員会 (行政課内) ☎ 38-5804

政治家の寄附の禁止

政治家(候補者、候補者になろうとする人、現に公職にある人)は、どのような名目であっても選挙区内の人に寄附することはできません。

たとえば、開店祝い、火事見舞い、病気見舞いや地元のお祭り、運動会への金一封などを送ることができません。ただし、政党や親族に対するものや、政治教育集会に関する必要やむをえない実費の補償は除きます。

政治家に対する寄附の

勧誘・要求の禁止

政治家に対し、寄附を出すよう勧誘・要求をすることも禁止されています。政治家を脅かしたり、政治家の当選や被選挙権を失わせる目的で勧誘・要求をしたりすると処罰されます。

政治家の関係団体の寄附の禁止

構成員や役員に政治家がいる団体が、その政治家の氏名が分かるような方法で選挙区内の人に寄附をすることは禁止されています(政党や政治団体に対するものは除く)。

後援団体の寄附の禁止

後援団体(後援会)が、花輪・香典・祝儀などを出したり、後援団体の設立目的の行事や事業に関係するもの以外の寄附をしたりすると処罰されます。

あいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内の人に対して年賀状・暑中見舞状などの時候のあいさつ状や電報などを出すことは禁止されています(自筆の返礼を除く)。

あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体が、選挙区内の方へのあいさつを目的として、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどに名刺広告などの有料広告を出すと処罰されます。政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めるとも禁止されており、処罰の対象となります。

選挙のときはもちろん、日ごろからお金のかわからない明るい選挙を心がけ、「贈らない」「求めない」「受け取らない」の「三ない」を守りましょう。

入学・就職・転勤等による引越して、住所を異動される人は、 窓口での「正確な住所の届出」が必要です！

問合せ 市民窓口課窓口グループ (☎ 38-5807)

★住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険および国民年金の資格の確認や、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

★身分証明書となる「マイナンバーカード」の「住所」等は、最新のものにする必要があります。

★令和5年2月6日からマイナンバーカードを所有している人は、インターネットから転出手続きができるようになりました。詳細については市ホームページをご覧ください。



【マイナンバーカード(個人番号カード)】



◀引越しワンストップサービスについて

令和5年度の65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料をお知らせします

問合せ 長寿介護課介護保険グループ（☎38・5811）

● 仮徴収のお知らせ

65歳以上の人（第1号被保険者）の令和5年度の介護保険料は下表のとおりです。

年金から介護保険料が引かれる特別徴収の人には「仮徴収額特別徴収のお知らせ」を、また、銀行等の金融機関の窓口や口座振替で納めていただく普通徴収の人には「納入通知書（仮徴収額通知書）」を4月上旬に送付します。

なお、お届けする通知書の保険料額は、令和4年度の保険料所得段階をもとに算定したものです。令和5年度の年間保険料額は、令和5年度の市民税の課税状況等をもとに7月に決定し、改めてお知らせします。

● 低所得者の保険料の軽減について

消費税を財源として、所得段階第1段階～第3段階の保険料負担の軽減を行っています。

令和5年度所得段階別介護保険料

令和3年度から3年間の基準額（月額） 4,996円（所得段階の第5段階の額）

所得段階	対象者	計算方法	保険料年額
第1段階	老齢福祉年金受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の人、または生活保護を受給している人	4,996円×0.3×12カ月	軽減後 17,900円 (軽減前 29,900円)
	本人および世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人		
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、第1段階以外の人で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人	4,996円×0.5×12カ月	軽減後 29,900円 (軽減前 37,700円)
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、第1段階以外の人で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	4,996円×0.7×12カ月	軽減後 41,900円 (軽減前 44,900円)
第4段階	世帯員に市民税が課税されていて、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	4,996円×0.88×12カ月	52,700円
第5段階	世帯員に市民税が課税されていて、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	4,996円×1.0×12カ月	59,900円
第6段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が120万円未満の人	4,996円×1.13×12カ月	67,700円
第7段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	4,996円×1.25×12カ月	74,900円
第8段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	4,996円×1.5×12カ月	89,900円
第9段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が320万円以上500万円未満の人	4,996円×1.65×12カ月	98,900円
第10段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が500万円以上800万円未満の人	4,996円×1.75×12カ月	104,900円
第11段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	4,996円×1.85×12カ月	110,900円
第12段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	4,996円×1.95×12カ月	116,900円
第13段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が1,500万円以上の人	4,996円×2.05×12カ月	122,900円

*同一世帯であるか否かは、4月1日時点の住民登録（年度途中で資格取得したときは資格取得日）で判定します。

*年度途中で第1号被保険者の資格を取得または喪失した場合は、上記年額から月割計算します。



漏水調査を実施します

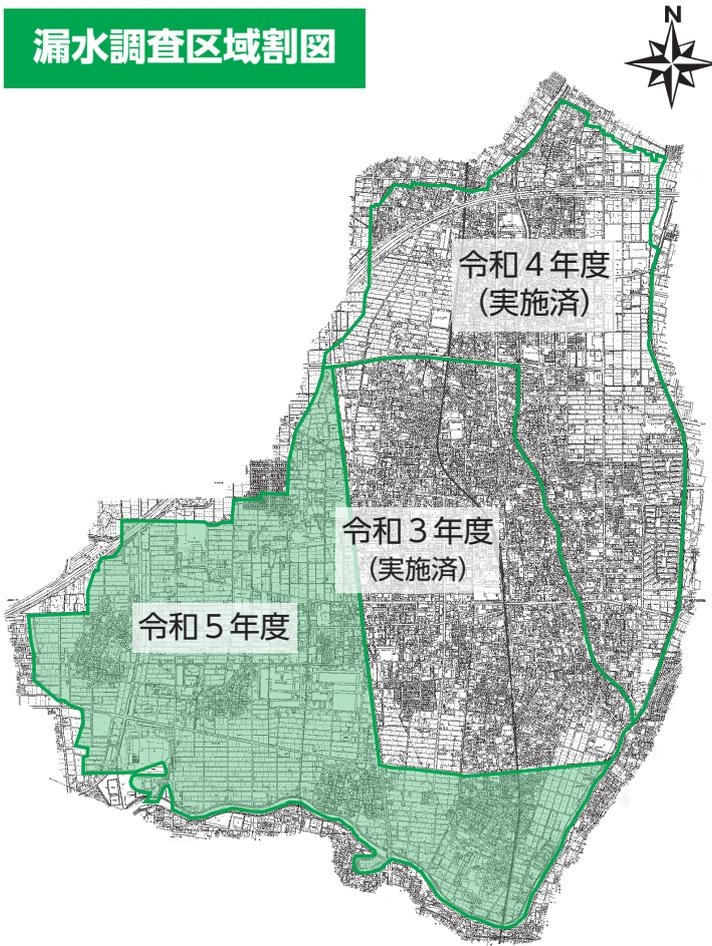
問合せ 上下水道課 上下水道グループ (☎38・5816)

水道事業では、水道管の適切な維持管理と、道路陥没などの事故防止を図る目的として、令和3年度から配水管を中心に漏水調査を実施しています。この調査の結果、令和3年度では21件、令和4年度では10件の漏水箇所を特定しましたが、その大部分が、目に見えない地中内で発生している漏水によるものでした。

漏水箇所を早期に特定し、修繕を実施することで、無駄なく水道水を皆さんにお届けすることができまますので、道路からの漏水を発見されましたら問合先までご連絡ください。

なお、3カ年計画の最終年度となる令和5年度の漏水調査は、市の西部および南部地区で実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

漏水調査区域割図



- 調査内容 配水管が埋設されている道路において、漏水探知機を用いた調査を実施します。車両の走行音や使用水量の影響を考慮し、夜間調査も実施します。
 - 調査実施期間 4月10日(月)～6月30日(金) (土・日曜日、祝日は実施しません)。
 - 調査時間 午前9時～午後5時
・夜間 午後10時～翌日午前4時
 - 調査会社 ヴェオリア・ジェネッツ株式会社中部支店
 - その他 調査員は写真付き身分証明書および水道事業の腕章を携帯しています。
- 調査により漏水が発見された際には、漏水場所を特定するため付近の水道メーターで音聴棒による調査を実施させていただく場合がありますが、その際には、日中調査員が声をかけさせていただきまます。
- ※調査員が調査費用や物品の販売などによる金品を請求することは一切ありません。



弁栓音聴調査



調査員



路面音聴調査 (夜間)



漏水確認調査

下水道が使用できる区域が広がります

問合せ先 上下水道課下水道グループ (☎38・5815)

4月1日から東町、中野町、神野町、石仏町の一部の区域で新たに下水道が使用できるようになります。

区域内に家屋を所有する人で、浄化槽をお使いの場合は、速やかに下水道への接続工事（排水設備工事）をしてください。くみ取り便所をお使いの場合は、下水道が使用できる区域になってから3年以内に水洗便所に改造し、下水道への接続工事をしてください。

また、既に下水道が使用できる区域の人で、下水道への接続工事をしていない場合は、速やかに工事を行ってください。

●受益者負担金が賦課されます

下水道整備区域内に土地を所有している人は、負担金が賦課されます。対象区域の土地を所有している皆さんへ下水道事業受益者申告書を送付しますので、必要事項をご記入のうえ提出してください。ただし、その土地が、地上権、質権、使用貸借または賃貸借による権利がある場合は、その権利者が対象となります。

●工事は指定工事店で

排水設備工事やトイレの水洗化工事は、市が指定した工事店でなければ施工できません。指定工事店については市ホームページをご覧ください。くみ取り便所をお使いの方は、お問い合わせください。

●工事費の融資あっせん制度があります

下水道の排水設備工事には、次の

●改造資金の融資あっせん（無利子）

を行っていますので、ご希望の人は指定工事店を通してお申し込みください。ただし、下水道が使用できる区域になってから3年以内に行う工事が対象となります。

★くみ取り便所を水洗トイレに改造する工事：60万円以内（便槽が1個増すごとに30万円以内を加算）

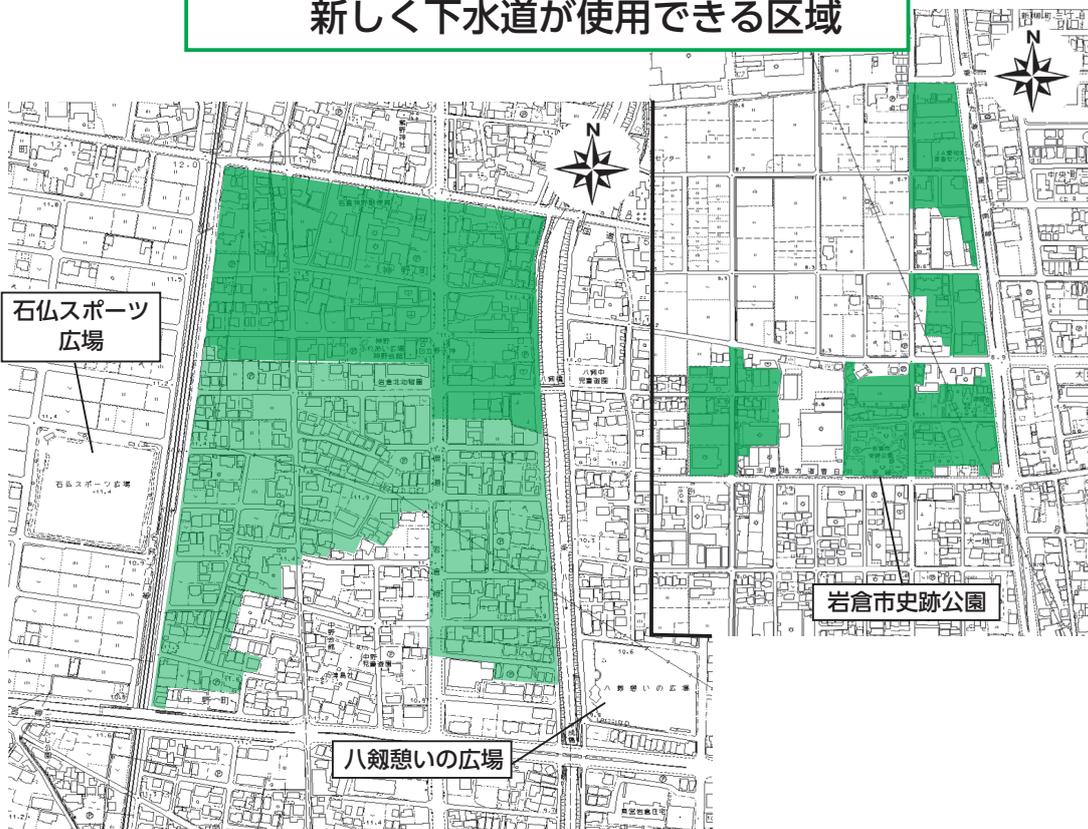
★浄化槽を廃止する工事：30万円以内（浄化槽が1個増すごとに15万円以内を加算）

●雨水対策にご協力を

下水道へ接続すると、既存の浄化槽は不用となります。浄化槽を雨水貯留施設へ転用すると、次のメリットが期待できます。

★地域貢献になる…大雨時に河川や排水路への流出を抑えることができ、浸水被害の緩和につながります。

新しく下水道が使用できる区域



★節水になる…ガーデニングの水やりや洗車に利用できます。
 ★災害対策になる…地震等での断水時にトイレ用水として利用できます。
 ※補助制度がありますので、事前にお問い合わせください（工事後の申請はできません）。

※補助金の額…工事費の4分の3に相当する額。

★5～10人槽…補助限度額10万円
 ★11人槽以上…補助限度額15万円

令和6年4月1日から下水道が使用できる予定の区域

令和5年4月1日から下水道が使用できる区域

川井野寄地区工業用地への進出企業を公表します

問合せ 都市整備課計画営繕グループ (☎ 38-5814)

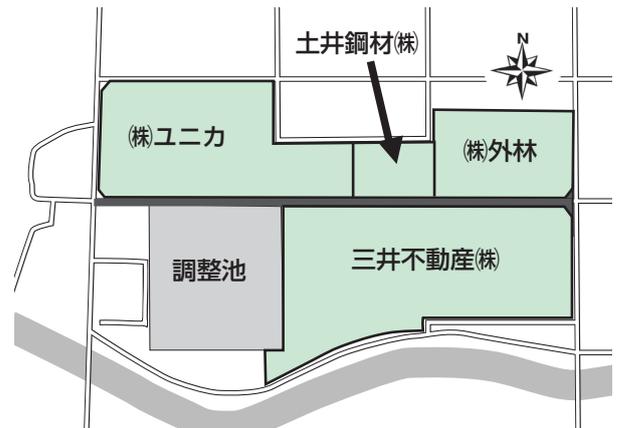
平成31年4月から愛知県企業庁と共同事業として進めてきました川井町・野寄町における約9.3haの工業用地開発について、愛知県企業庁による用地造成工事が令和5年1月に完了し、今後は進出企業による建築工事が順次進められる予定です。

進出企業は、(株)外林(菓子卸売業(物流施設)・広島県福山市)、土井鋼材(株)(金属製品製造業・神奈川県横浜市)、(株)ユニカ(輸送用機械器具製造業・清須市)、三井不動産(株)(不動産賃貸業(賃貸用物流施設)・東京都中央区)の4社です。

工業用地位置図



拡大図



組織機構について

企業立地を推進するため、平成29年4月から設置していた企業立地推進室は、川井野寄工業団地の事業完了に伴い、令和5年4月1日から廃止します。

なお、これまで企業立地推進室で行っていた業務については、都市整備課にて引き続き行います。



- とき 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除きます) 午前8時30分～午後5時15分
- ところ 市役所1階
- 連絡先 ☎ 81-9973 (面談をご希望の場合は、事前にご連絡をいただくとスムーズです。)

障がいのある人やそのご家族が、地域で安心して生活ができるよう、日常生活で困ったこと、心配なこと、障がい福祉サービスの利用など様々な相談に応じた支援を行うため、4月3日(月)から基幹相談支援センターを開設します。専門の相談員がお話を伺い、一緒に考えます。相談は無料です。お気軽にご相談ください。

問合せ 福祉課障がい福祉グループ (☎ 38-5809)

基幹相談支援センターを開設します

後期高齢者医療保険にご加入の皆さんへ

問合先 市民窓口課保険医療グループ (☎ 38-5833)

保険料を構成する所得割額と被保険者均等割額のうち、被保険者均等割額の軽減措置が見直しされ、5割・2割軽減要件が拡大されます。

軽減割合	対象世帯の所得判定基準※ 改正前 (令和4年度)	対象世帯の所得判定基準※ 改正後 (令和5年度)
7割軽減	43万円	43万円 (変更なし)
5割軽減	43万円+被保険者数×28.5万円	43万円+被保険者数×29万円
2割軽減	43万円+被保険者数×52万円	43万円+被保険者数×53.5万円

※世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて、被保険者均等割額を軽減します。

●令和5年度の納入通知書は7月に発送します。

国民健康保険・後期高齢者医療にご加入の皆さんへ

令和5年度の特定健診・健康診査は「事前申込制」です

健診の所要時間は
受付から約60分

問合先 市民窓口課保険医療グループ (☎ 38-5833)

市民窓口課から申込書(はがき)を送付しますので、受診を希望される人は、お早目にお申し込みください。
インターネットによる予約は、4月中旬に送付する申込はがきに掲載された二次元コードから予約フォームに必要事項を入力の上、送信してください。

【申込・受診の流れ】

- ①市民窓口課から申込書(はがき)送付(4月中旬)
- ②インターネットによる予約、または申込書を返送(4月27日締切)
- ③市民窓口課から健診日時の通知(5月下旬) ④指定日に受診 ⑤検査結果の送付(およそ1カ月後)

※はがきによる申し込みの場合は、希望する日時に受診できない場合があります。

※窓口や電話でのご予約はできませんのでご注意ください。

インターネット予約がおすすめです！
空き時間が一目でわかる！
即時に予約確定！手続きが早い！

●予約制により、令和元年度以前の集団健診と比べて、混雑が緩和されています。

健診日程	6月20日(火)～7月10日(月)、8月21日(月)～9月8日(金) (土・日曜日を除く)		
対象者	・国民健康保険に加入している40歳以上の人(今年度中に40歳になる人も対象) ・後期高齢者医療に加入している人 ※この健診を受診する人は、市が実施する脳ドック検査の受診および人間ドック費用の助成を受けることができません。		
定員	各日120人 ※日程の変更はできません。定員になり次第、受付を終了します。		
健診項目	問診、身体測定、身体診察、血圧測定、尿検査、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、貧血検査、血清クレアチニン検査、心電図検査、眼底検査		
健診費用	無料	健診会場	保健センター

●特定健診・健康診査は、はがきによる申し込みの場合、希望する日に受診できないことがありますので、ご希望の日時に、お近くの医療機関で受診できる人間ドック費用助成制度をぜひご利用ください。



マスク着用は個人の判断が基本となります

- 問合先 健康課健康支援グループ（保健センター内 ☎ 37-3511）
市職員のマスクの着用については 秘書企画課秘書人事グループ（☎ 38-5801）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用をお願いしてきましたが、3月13日からは個人の判断によるものとなりました。

〈着用が効果的な場面〉

- 医療機関を受診するとき
- 医療機関や高齢者施設などへ訪問するとき
- 通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車するとき
- 高齢者や基礎疾患を有する人等の重症化リスクの高い人が感染拡大時に混雑した場所に行くとき

〈症状がある場合〉

のどの痛みや咳などの症状がある場合には、マスクの着用をお願いします。
※本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。
※事業者の判断でマスクの着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります。

なお、市役所など公共施設利用者（会議参加者等を含む）については、マスクの着用は求めません。

市職員については、不特定多数の利用がある等の理由から、当面の間、これまでどおり、屋内において、他者との身体的距離（2m以上を目安）がとれない場合、他者との距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨します。

幼児2人同乗用自転車購入費を補助します

問合先 子育て支援課児童グループ（☎ 38-5810）

幼児2人同乗用自転車（通称、3人乗り自転車）を購入したい子育て家庭の交通の安全確保および経済的負担の軽減を図るため、幼児2人同乗用自転車の購入費の一部を補助しています。

●補助の対象となる人

- ・市内に住所を有し、現に居住している人
- ・購入時において小学校入学前までの子が2人以上いる人
- ・ご自身が養育する幼児を同乗させるために使用する人
- ・本人または同一世帯の人が、この補助金を受けていないこと

●対象となる自転車

- ・一般社団法人自転車協会の制定している「BAA マーク（安全・環境基準適合車マーク）」と幼児2人同乗用自転車安全基準に適合し「幼児2人同乗基準適合車のマーク」が貼付されているもの。
- ・運転者の座席とは別に幼児2人が同乗できる座席を設置したもの。
- ・公益財団法人日本交通管理技術協会の発行する自転車安全点検整備済証（TS マーク）が貼付されているもの。
- ・市に販売店として登録した事業者（右表の指定店）から購入したものであること。

※中古品や転売品は対象となりません。

- 補助金額 幼児2人同乗用自転車購入費の2分の1（100円未満は切り捨て、上限2万5千円）

●手続き方法

- ①補助を受けたい人は、子育て支援課で事前申し込みをしてください。補助の要件を満たす人には受付票をお渡しします。
- ②受付票を持参のうえ、指定店で自転車を購入してください。
- ③購入後、申請書（事前申込時にお渡しします）に領収書等必要書類を添付して、子育て支援課にご提出ください。

販売登録指定店

指定店名	所在地	電話
井上サイクル商会	八剣町17番地	☎ 37-1744
ブライトンサイクリー	下本町燈明庵136番地6	☎ 37-2529
DCM21 岩倉店	八剣町長野1番地1	☎ 65-5611

7歳以上18歳以下、または65歳以上対象

自転車乗車用ヘルメットの購入費を補助します

問合せ先 協働安全課防災安全グループ（☎38・5831）

・近年、自転車乗車中の交通事故死者の6割強は主に頭部の損傷が原因で亡くなっており、ヘルメットを正しく着用すると頭部損傷による死者の割合はおよそ4分の1に低減すると言われています。

・令和5年4月から年齢を問わず、全国で自転車に乗る全ての人にヘルメットの着用が努力義務化されます。

・自転車を利用する児童生徒等および高齢者の自転車の交通事故による被害を軽減するため、自転車乗車用ヘルメットの購入費の一部を補助します。

●申請受付期間 4月1日～令和6年2月29日

●補助金額 購入に係る費用の2分の1の額で、上限を2000円とする。（100円未満切捨て）※1人1個まで。

●交付要件 次の要件などを全て満たす必要があります

- ①市内に居住し、住民票がある人
 - ②令和5年度に満7歳以上満18歳以下、または満65歳以上となる人
 - ③購入目的が転売等でない人
 - ④岩倉市税の滞納がない人 など
- ※満65歳以上の人は本人の購入のみ補助対象です。購入者本人しか申請できませんので、ご注意ください。

●対象となるヘルメット 令和5年4月1日以降に購入したもので、次のいずれにも該当するもの

- ・自転車乗車時に着用するヘルメット
- ・安全性の認証を受けている新品のヘルメット（SGマーク、JCFマークなど）

●申請手続き（令和6年2月29日まで）

申請書類に必要事項を記入の上、必要書類を添えて協働安全課（市役所6階）に提出してください（申請書類は協働安全課窓口または市ホームページで入手可）。

65歳以上の人がいる世帯対象

特殊詐欺防止用電話機器の

購入費を補助します

問合せ先 協働安全課防災安全グループ（☎38・5831）

昨今、特殊詐欺グループが手引きしたとされる強盗事件が発生しており、社会問題となっています。愛知県内においても、特殊詐欺の被害や前兆電話が多発しています。令和4年中に愛知県内において発生した特殊詐欺の認知件数は令和3年中と比較し、1割以上増加しています。

犯人の手口も多種多様で、詐欺集団が市職員や銀行員、警察官や百貨店店員などになりすまし、言葉巧みに騙そうとします。また、資産状況や家族構成などの個人情報を集める目的で電話がかかってくることもあります。

そこで、電話による詐欺被害等の未然防止のため特殊詐欺対策機能を備え付けた電話機器等の購入費を補助します。

●申請受付期間 4月1日～令和6年3月31日

●補助金額 購入に係る費用の2分の1の額で、上限を5千円とする。（100円未満切捨て）※1世帯につき1台まで。

●交付要件 次の要件などを全て満たす必要があります

- ①市内に居住し、住民票がある人
- ②令和5年3月31日現在で満65歳以上の人、またはその人と同世帯の人
- ③購入目的が転売等でない人
- ④岩倉市税の滞納がない人 など

●対象となる電話機器等 令和5年4月1日以降に購入したもので、次のいずれかに該当するもの

- ・特殊詐欺への対策機能を有する固定電話機（左記の機能を内蔵する電話機）
- ・固定電話機につなぐ自動着信拒否装置または自動応答録音装置

●申請手続き（令和6年3月31日まで）

申請書類に必要事項を記入の上、必要書類を添えて協働安全課（市役所6階）に提出してください（協働安全課窓口または市ホームページで入手可）。



国民年金保険料と学生納付特例制度をお知らせします

問合先 市民窓口課窓口グループ (☎ 38-5807) ・一宮年金事務所 (☎ 0586-45-1418)

- 国民年金保険料 (令和5年度) 月額 16,520 円
保険料の納付は、毎月納付のほかに、まとめて納付すると保険料が安くなる前納の制度もあります。
- 【学生納付特例制度】
学生の皆さんの保険料の支払いを猶予し、社会人になってから納めることができる学生納付特例制度があります。
- 対象者 20 歳以上の学生で、本人の所得が一定以下の人。
ただし、各種学校などで、修業年限が1年未満の学校に通う学生は対象となりません。
- 持ち物 学生証 (または在学証明書)
- 申請期間 申請月の2年1カ月前～申請月の年度末

- 承認されると… ①万一の事故や病気で障害が残ったときでも、一定の要件を満たしていれば、「障害基礎年金」が受けられます。
- ②承認期間は、老齢基礎年金を受けるための受給資格期間には算入されますが、年金額の計算には入りません。
- ③10年以内であれば、保険料をさかのぼって納めることができます。
- その他 マイナポータルを利用した国民年金被保険者の資格取得 (種別変更) の届出、国民年金保険料免除・納付猶予申請及び学制納付特例申請の電子申請が可能です。※詳しくは、右記二次元コードよりご覧ください。



福祉医療費助成制度をお知らせします

市民窓口課保険医療グループ (☎ 38-5833)

制度名	対象者	助成の範囲
子ども医療	・18歳到達年度末まで	保険診療の自己負担額
障害者医療	・身体障害者 1～3級 ・ // 4級 (腎臓機能障害) ・ // 4～6級 (進行性筋萎縮症) ・知的障害者 知能指数 50 以下 ・自閉症状群と診断された人 (高機能自閉症、アスペルガー症候群を含む) ・精神障害者 1・2級	保険診療の自己負担額
	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条に基づく自立支援医療 (精神通院) を受けている人	精神通院医療に係る保険診療の自己負担額
	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条の規定による精神障害者と診断され入院した人 (アルコール依存症など病名により助成が受けられない場合があります)	入院治療に係る保険診療の自己負担額
母子・父子家庭医療 (所得制限あり)	・母子 (父子) 家庭の母 (父) およびその 18 歳以下の子 ・父母のいない 18 歳以下の子 ※ 18 歳以下の子とは、18 歳に達した日の属する年度の末日までです。	保険診療の自己負担額
後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療制度の加入者で、次のいずれかに当てはまる人 ・身体障害者 1～3級 ・ // 4級 (腎臓機能障害) ・ // 4～6級 (進行性筋萎縮症) ・知的障害者 知能指数 50 以下 ・自閉症状群と診断された人 (高機能自閉症、アスペルガー症候群を含む) ・精神障害者 1・2級 ・戦傷病者 (所得制限あり) ・精神障害の措置入院患者、結核の勧告・措置入院患者 ・母子・父子家庭の人 (所得制限あり) ・介護保険の要介護認定 4 または 5 で生活介護を 3 カ月以上継続して受け、主たる生計維持者が市民税非課税の人 ・長寿介護課のひとり暮らしの認定を受けている市民税非課税世帯で、税法上の被扶養者になっていない人	保険診療の自己負担額